#### 慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	天野拓君学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication	2005
year	
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and
	sociology). Vol.78, No.6 (2005. 6) ,p.103- 116
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara id=AN00224504-20050628-0103

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

はなく、

同時に新たに加筆した章を加えて、一つの大きな論文にま 本の論文に依拠しながら、それらに大幅な加筆修正を施し、

とめ上げたものである。ただし、本論文は決して論文集で

一九九○年代以降における米国医療政策過程の変

#### 特 別 記 事

# 天野拓君学位請求論文審査報告書

すべての文章がほとんど過不足なく、その変容の態様と原 二○○字(四○字×三○行)で約二八○頁にものぼる分量 (四○○字詰原稿用紙換算で約八四○枚相当)であるが、

因を解明することにあてられている。

容に厳密に焦点を絞った構成・内容となっている。一頁一

## 本論文の構成

序章 現代アメリカにおける科学技術と専門家 専門家、民主化、

第二節 象徴としての医療政策 第一節

第一部 第三節 分析枠組みの構築 以下の構成

る「医療をめぐる政治」はきわめて巨大にして複雑な研究 析した力作である。対象とされたアメリカ合衆国のいわゆ カ政治における医療をめぐる政治過程を正面から詳細に分 医学研究政策と医療保険政策を事例に-」は、現代アメリ る医療政策過程の変容と専門家集団−一九九○年代以降の

対象であるが、天野君はその課題の大きさにひるむことな

く果敢に挑戦し、ここに画期的な成果を挙げた。

本論文は、主として『法学政治学論究』にて発表した六

第一章 「専門職」としての専門家論―科学者・

第二節 第一節 「専門職」としての科学者・医師 近代医療システムと近代医学

本論文の分析アプローチ 「専門職」の職業活動への介入

第二章

医療政策過程の変容と専門家集団

本論文の構成は次の通りである。

、はじめに

天野拓君が提出した学位請求論文「現代アメリカにおけ

第 節 節 政策過程分析へ 従来までのアメリカの医療政策と政策過程

「専門家中心政策」 と「下位政府」 の存在

第三節 医療政策過程の変容とその背景要因

第三章 本研究の意義

第二節 第一節 先行研究の検討 本研究の意義

むすびにかえて

第二部 第四章 医学研究政策

第一節 医学研究政策過程とその変容 「医学研究大国」化と科学者の医学研究活動

第三節 第二節 新たな政治的争点の出現と政策過程の変容 利益団体政治の変容

第五章 第一節 医学研究の優先順位決定問題をめぐる対立 エイズ・乳癌関連団体の参入と問題の政治的争

点化過程

第二節 第三節 医学研究の優先順位決定システムの改革 パーキンソン病患者団体の政治活動の活発化

第六章 生命倫理的な争点をめぐる対立

第一節 中絶胎児組織研究問題

第二節 ヒト胚・胚性幹細胞研究問題

第三節 クローン研究問題

第七章 医療保険政策 医療保険政策過程とその変容

むすびにかえて

第一節 従来までの医療保険政策と医師の診療活

第二節 利益団体政治の変容

第八章 第三節 供給者運営組織認可・規制問題をめぐる対立 新たな政治的争点の出現と政策過程の変容

第一節 高齢者医療保険改革とマネジドケア

第二節 医師団体と民間医療保険団体との対立

第九章 「患者の権利」の保障問題をめぐる対立

第一節 「患者の権利」保障問題の政治的争点化

審議の開始と利益団体の対応:一九九七―一九

九八年

第二節

節 両団体間対立の激化と法案の不成立:一九九九

-11001年

第十章 第一節 医師の労働組合結成問題をめぐる対立 問題の政治的争点化と医師団体の積極姿勢

第二節 両団体間対立の激化と法案の不成立

むすびにかえて

終章 現代アメリカ医療とアカウンタビリティ

第一節 概括

第二節 専門家のアカウンタビリティの重要性

医学研究政策とアカウンタビリティ

医療保険政策とアカウンタビリティ

展望

第五節

第四節

参考資料一覧

ij

な利益団体が政策決定に対して影響力をもつようになった 職業活動上の自律性がこの時期に急速に縮小し、さまざま ことに気がつく。それまで長らく享受されてきた専門家の きわめて注目すべき根本的ともいえる変容が生起している

## 本論文の概要

序章では、 本論文の目的と意義が提出 示される。

目的と意義である。

ような変容のあり方とその原因を解明することが本論文の

のである。その結果、

政策の中身も大きく変化した。この

その一九九〇年代以降の変容について、 は医学研究を行う科学者と診療を行う医師を意味する―― 本論文は、 アメリカの医療政策過程の歴史的な特質と、 専門家――ここで

考察を行うことを目的としている。ここでいう「職業活動 相対的に外部からの介入を受けないこと、すなわち医学的 上の自律性」とは、職業活動の内容に関する決定にあたり、 な知識・技術の自由な研究・応用ができること、を意味す の職業活動上の自律性をめぐる対立の激化に焦点を当て、 そして専門家の職業活動上の自律性をめぐる対立とは、 (国立保

活動 団体 健研究所および科学者団体)・医師団体-Ë カの医療政策過程を概観すると、一九九○年代以降に との間の対立を指し示している。 の自律性に不満を持つ利害関係者、とくに関係利益 このような文脈でア その職業

具体的には、

専門家集団

―科学者コミュニティ

ا د

第 部においては、 本論文全体の分析枠組みが提示され

ている。

第

一章においては、科学者・医師を「専門職」として捉

える視点が提示される。

要な役割を果たしてきた。科学者は、近代医学的知 とされるため、 近代医療システムにおいては、 科学者・医師といった専門家がきわ 高度な専門的

知

識

が必要 めて重

産・発展活動に携わり、

医師は、こうした医学的

知

温識の臨 識

の生

ス 床的応用に基づいた患者に対する診療活動 とともに、 いった職業を「専門職 の提供に携わる。 その職業的特質を、職業活動上の 社会学ではこうした科学者・医師 (profession)」として位置づける **医** 療 自 サー 律 性 ビ

「専門職」論においては、この職業活動上の自律性が、 (autonomy)」として位置づけてきた。同時に、 こうした

部社会からの政治的な認知に基づいている点が、 てきた。 指摘され

第二章では、 このような 「専門職」 論から示唆を得なが

らも、 め の分析枠組みが考察される。 それをアメリカの政治過程分析において援用するた

置く政策がとられてきたが(「医学研究大国」)、 アメリカにおいては歴史的に、 専門家の職業活動上の自律性が尊重されてきた。すなわち、 歴史的にみて、 た医学的知識の担い手である専門家-アメリカでは他国にもまして、こうした 医学的知識の発展に重点を 科学者・医師 同時にそ

中心政策」)。 Ò 職業活動 上の自律性も、 尊重されてきた(「専門家

療活動上の自律性が尊重されてきたこと。

律性を尊重する政策がとられてきた点は、

従来までの医学

方で、アメリカにおいて科学者の医学研究活動上の自

う 目的とした「応用研究」に対して、 査が重視されてきたこと、 ミュニティに委ねられてきたこと、 研究政策が有する、 ての審査 チブが尊重される「基礎研究」 すなわち、 の具体的研究プランに対して補助金を拠出するにあた ・評価プロ (a)医学研究の優先順位の決定が、 以下のような諸特質から明らかであろ セスにおいて、 (c)特定の製品や治療法の開発を が重視されてきたこと。 科学者の自由なイニシ b国立保健研究所が科 科学者同 代士の同 科学者コ 輩審

れてきた点についても、

他方で、

医師の診療活動上の自律性を尊重する政策がと

従来までのアメリ

カの医療保険

医師の患者に対する診療活動に関係する医療保険政策過程 利益団体の間に広範なコンセンサスが存在してきた。

他方、

医師の診療活動上の自律性を尊重する旨が盛り込まれ 師の診療活動に原則として政府は介入しない旨、 ディケア・メディケイドが成立したが、それでも当初は医 政策が有する、 たこと。①民間医療保険制度においても、 lb一九六五年にアメリカで初の公的医療保険制度であるメ え医師の診療活動に対する公的規制も限定されてきたこと。 公的医療保険制度がきわめて限定されてきたこと、 以下のような諸特質から明らかである。 長らく医師 すなわ それ Ó 7 (a)

するという点につい 過程においては、 のである。科学者の医学研究活動に関係する医学研究政策 るという点についての政治的 した。すなわち、 る政策がとられてきた背景には、 合わせて理解しようとしている。 自律性の存在を、 間に、歴史的に、 本論文では、 このような医療政策領域における専門家 科学者の医学研究活動上の自律性を尊重 医療政策過程における少数の主要アクタ Ų 専門家の職業活動上の自律性を尊重 わゆる「鉄の三角形」 て、 行政 コンセンサス (国立保 政策過程的な要因が存在 専門家の自律性 健 研究所)、 が存在してきた 0) モデルと重 を尊重 議会、 す ね

述べたのが第三章である。

ここではまず先行研究が緻密に

療政策の歴史的特質である「専門家中心政策」 点について、 的 0 して共和党の間に、 カ政治学における議論において、「下位政府」 鉄の三角形」と呼ばれてきた。すなわち、 |有力アクター間のコンセンサスを背景としてきたのであ 職業活動上の自律性を尊重するという点についての政治 カにおける「専門家中心政策」 コンセンサスのもとに展開されてきた こうしたコンセンサスは、 医 師 団体、 コンセンサスが形成されてきた。 民間医療保険団体、 しばしばこれまでのアメリ は、 まさにこうした少数 アメリ 企業団体、 は ある 専門家 カの アメ 13 そ 医 は

に

お

いても、

医

師

の診療活動上

一の自

[律性を尊重するとい

う

す ŧ

専門 団 性をこれまでのように尊重すべきか否かをめぐり、 見出すことができるのであろうか。 そしてこうした変化をもたらした主要な背景要因が、 きな転換点を迎える。それは、 |体政治の大きな変容と、 \_|家の職業活動上の自律性に対する批判の高まりだった。 かし一九九○年代以降、この政治的コンセンサスは大 間 このような文脈に |に激しい対立が生じてきた点に象徴的に示される。 新たな政治的争点の出現に伴う、 おいて、 専門家の職業活動上の自律 それについて体系的に 本研究の意義はどこに È 利益 要ア

にあり、 代をアメリカ医療政策過程の転換点として位置づける傾向 過程の大きな変容として顕在化している点について、 上の自律性が、 ステムにおける二大専門家である科学者と医師の職業活動 だに存在しない。 究についても、 策どちらについても、 精査されるが、 見方に引きずられている。 過程の変容についての支配的なモデルである、 動上の自律性をめぐる対立は、 な焦点が当てられておらず、 の整理によると、これらの先行研究におい も性格を異にしたものであるが、 立の流動化) ー・ネットワー な焦点を当ててはいない。 る先行研究は、 九九〇年代以降 一九九○年代以降の変容の意味合いについて十分 とも、 もちろん数多く存在する。 現在共に問い直されつつあり、 本論文のような視点が書かれ それによると、 ż 現代アメリカ医療政策・ :の医療政策過程の変容= 化 党派的・イデオロギー あるいはまた両政策を含む包括的 (アクター また、 さらに、②一九六〇-七〇年 現代アメリカにおけ 医学研究政 既存の研究はその 数の増加とアクタ ③本論文が焦点を当てる 専門 ては、 しかし、 政策過程 策 的対立の たもの それが政策 家 矢 (1)療保険な 0) 激化と る政策 **職業活** 医療 本論文 に関 ような は 間

**論ごいしい。** 第二部においては、まず医学研究政策過程とその変容が

そして反中絶運動などが登場して、利益団体政治が変容す定疾病関連団体、同性愛者・エイズ関連運動、女性運動、享受していた時代の基本構造が叙述され、その後徐々に特本的な構造、とくに科学者コミュニティが広範な自律性を第四章では、前史・背景として、一九六○年代までの基第四章では、前史・背景として、一九六○年代までの基

た様相が説明される

るとともに、

科学者の自律性をめぐる対立が激化してい

否か、

をめぐる対立が激化した。

予算を用いてどのような医学研究を優先的に行うかという させた特定疾病関連団体は、 コミュニティに委ねられてきた。 点についての決定は、 その政治活動を活発化させた点である。それまでは、 にエイズ、 医学研究優先順位決定システムの下では、 七〇年代以降新たに創設あるいはその政治活動を活発化 ての研究が十分に重視されていないとの立場から、 医学研究政策過程の場合、こうした対立が激化してきた の背景要因は、 乳癌、 パーキンソン病など特定疾病関連団体が 従来までの科学者コミュニティ主導 国立保健研究所を中心とする科学者 医学研究の優先順位決定シス しかし、これら一九六〇 自らの疾病につ 新た 連邦 Ó

テムにより患者の要望を反映させるべきであると主張した

その結果、

研究の推進を重視すべきか、

それとも研究に対

研究の優先順位決定を科学者コミュニティに委ねるべきか体と専門家集団である科学者コミュニティとの間に、医学たな政治的争点として浮上するとともに、特定疾病関連団で科学者が医学研究の優先順位決定を行うべきであるとしのである。これに対して、科学者コミュニティは、あくまのである。これに対して、科学者コミュニティは、あくま

景に、 間で研究を推進しようという声が高まった。 政策過程に参入してきた点である。 細胞研究、 の政治活動を活発化させたが、 工妊娠中絶禁止を目的に一九七○年代以降創設ある した研究の推進に反対した。これら団体は、 右派・反中絶派団体は、 とが明らかになってきたことから、科学者コミュニティ ローン研究が、 もない、こうした中絶胎児組織、 出現を背景に、 第二の背景要因は、 新たに医学研究政策過程に参入することとなった。 クローン研究をめぐる「生命倫 医学の発展に対して大きな可能性を持つこ 宗教右派・反中絶派団体が新たに医学研 中絶胎児組 倫理的に問題があるとして、 生命倫理的争点の出現を背 ヒト胚・ 織研究、 医学の急速な進歩にと 理 ヒト胚 胚性幹細胞 もともとは人 しかし、 的 な争点の 胚 こう 性 ク 0) 究

れと密接に関係している。

同時に、

中絶胎児組織研究の医

学的重要性はますます強く認識されるようになっている。

ここに対立先鋭化の原因が横たわっている。

との間の対立が激化した。派・反中絶派団体と専門家集団である科学者コミュニティする倫理的規制を重視するか、という点をめぐり、宗教右

予算配分がなされる可能性が高くなった。 帰着した。 12 研究の優先順位を変えさせることに成功した。 け連邦議会において影響力を行使することによって、医学 的争点が分析される。 ある程度長期的に、 は医学研究の優先順位決定システムそのものの改革へと キンソン病患者団体――これらの団体はすべて、とりわ 第五章では、 たとえば、 このような文脈において、 新たに参入した団体に対して配慮した エイズ関連団体、乳癌関連団体、 国立保健研究所の制度が改革され、 さまざまな具体 しかも、そ ノペ

されている。

た結果でもある。中絶胎児組織の医学研究使用の問題もこさが扱われる。この種の争点が顕在化した理由は、そもそ立が扱われる。この種の争点が顕在化した理由は、そもそ立が扱われる。この種の争点が顕在化した理由は、そもそ立が扱われる。この種の争点が顕在化した理由は、そもそ立が扱われる。

面から対立している。 メリカにおいては、 対している。また、 は公的助成を支持しているが、 政治的問題として浮上したのである。 た。この研究に対する公的資金助成の是非をめぐる対立が、 九九〇年代以降、 これと関連して、 生命倫理的問題として、そして深刻な クローン研究をめぐっても、 ヒト胚 科学者コミュニティと宗教保守派 このような状況も本章で詳細に分析 • 胚性幹細胞研究問 宗教保守派はこれに強く反 科学者コミュニティ 題も登場し 現在のア が正

次に第三部では、医療保険政策をめぐる政策過程が扱わ

れる。

費抑制を求める動きが本格化し、 療保険政策過程についても、 このマネジドケアの重要な特徴は、 なタイプの民間医療保険へと、 に た。 療費高騰問題の深刻化を背景に、 めぐり、 第七章では、 その結果、 従来型民間医療保険からマネジドケアと呼ばれる新た 新たな対立が生じている。一九八○年代以降、 企業および企業団体は、 医療保険政策過程の変容が分析され 医師の診療活動上の自律性 保険契約を切り替え始めた。 その政治活動が活発化 企業と経済界による医 医師の診療活動上の自 医療費抑制 のため る。 医 を 医

てい 動 律性を管理・ 上の自 るとの判断から、 「律性が過剰診療につながり、 規制する点にある。 保険者が医師 す の診療活動 な 医療費の高騰を招 がわち、 医師 の内容を管 の診 療活

に大きな変化が生じた。 こうしたマネジドケアの発展の結果、 規制 過剰診療がない 第一 に、 かチェックする点にある。 一九七〇年代以降新たに 民間医療保険団体

創設あるいは政治活動を活発化させた、

マネジドケア型民

ネジドケアを軸に、大きく再編成されることになったので 躍り出ることとなった。 に 間医療保険を主要なメンバーとしてきた民間医療保険団体 政治的影響力を増大させた。 間医療保険を主な構成メンバーとする民間医療保険団 お いても、 マネジドケア型医療保険が主要なメンバ すなわち、 第二に、これまでは従来型民 民間医療保険団体 が 1 体 7 に

第八章では、 供給者運営組織の認可・ 規制問題をめぐる

ある。

て医師 自らの 大きな懸念・不満をもたらした。 に対する保険者の介入の強化は、 対立が論じられ 前章で説明されたマネジドケアにおける医師の診療活動 診療活動上の自律性を維持・ ―患者関係に対するマネジドケアによる介入を阻 当然のことながら医師 その結果、 防衛するための、 医師 団 体 そし は 止 0)

この問題において、

マネジドケアのもとで診療活動の

自

創設・ するための、 運営する供給者運営組織の促進、 諸 マの 対応策に出たのである。 2 「患者の (1) 医師 権利 自 体 が

よる診療活動上の自律性の維持・ 重視したのに対して、 体・企業団体側が、マネジドケアのもとでの医療費抑制を 対立をもたらすことになった。これは、 団体と、民間医療保険団体そして企業団体の間に、 もに、それら政治的争点をめぐり、 三つの対応策がこれにあたる。 法の成立への支持、 マネジドケアをめぐる新たな政治的争点の出現を促すとと ③ 医師 専門家集団である医師 の労働組合結成の認可、 しかし、こうした対応策が 専門家集団である医師 民 間 団体は医師に 医療 保 激 とい 険 団 11

る。 わ ゆ

防衛を重視したためであ

申し立て・訴訟提起などの手段に訴える権利を意味する。 ようなサービスを受けることができなかった場合に、 者が必要最低限の医療サー の対立を激化させたの る政治的対立が考察される。 第九章では、 これは、 医師団体と、 マネジドケアを中心とする民間医療保険加入 į, 民間医療保険団体、 á が、 「患者の権利」 ビスを受ける権利、 「患者の権 前章で扱われた問題とならん そして企業団体 利 の 保障問 保障問 そしてその 題 題をめぐ であ 0

た。

で、

労働

[組合を認可する法案が提案されたが、

いまだ可決され

う点についての政治的コンセンサス

 $\Pi$ 

「下位政府」

これは大きな変化であり」(二一九頁)、本論文がアメリカ 年前、 政治的対立が分析対象とされる。この問題も、 員とともに「患者の権利」法案を積極的に支持することに 持するに至り、 働組合を結成するなど想像もできなかったことを考えれば、 と診療報酬) ケアのもとでの労働条件に対する医師の不満は急速に高 とも一つのマネジドケアと契約関係にあるなか、マネジド 民間医療保険団体・企業団体との間に大きな対立をもたら さらに、 っていった。こうした事情を背景に、 の強烈な反発を招いたことである。 いることがよく理解される。 医療をめぐる政治的変容のもっとも本質的部分を捉えて さらに第十章においては、 医師は労働組合を結成しようとしたのである。 一九九六年時点で医師の八八パーセントが、 まさに医師の黄金期といわれたころには、 医療費の高騰を嫌う民間医療保険団体と企業団体 本章ではその経緯と理由が詳しく分析される。 の改善のための団体交渉権の確立を目的とし 全米医師会は民主党リベラル派の団体や議 重要な点は、こうした動向が 医師の労働組合結成をめぐる 連邦議会には開業医の 労働条件 医師団体と、 (診療活動 医師が労 少なく 数十 ま

> るには至ってい かくして本論文の論証の結果は、 いない。 以下のように締めくく

ることができるであろう。

を大幅に奪われ

た医師

団体は、

むしろ「患者の権利」

を支

て、 から、 研究の優先順位決定問題については、 が、 体側の対応策は、 療保険政策についていえば、 の自由を制限しようという政策に変わりつつある。 派・反中絶派団体の激しい反発もあり、 とられつつあるし、生命倫理的問題についても、 困難な状況に直面しつつある。 医師の職業活動上の自律性は、 特定疾病関連団体を含む一般市民の参加を促す政 激化している。そしてこうした対立の結果、科学者や 科学者・医師 九九〇年代以降の医療政策過程にお 診療活動上の自律性を維持・防衛するため 民間医療保険団体そして企業団体 ――の職業活動上の自律性をめぐる対立 マネジドケアへの懸念・不満 医学研究政策の場合、 かつてと比較すれば格段に その決定過程に対し 科学者の研究活 ίJ 、ては、 の医師 宗教右 また医 専 Ö 門

中心政策」は、 にいたるまで成立にいたっていない。 権利」保障法案、 反発もあり、 専門家の職業活動上の自律性を尊重すると 概して成功しているとはいえない。 医師の労働組合結成認可法案は、 従来までの 現在

0

17

患者

現在大きな転換点を迎えつつある。

こうした状況は、

現在アメリカの医療・医療政策が、

人

間

!の生死に、そして人間の精神的・身体的な福利厚生に直

政策の重要な特質のひとつであった「専門家中心政策」も、業活動上の自律性を尊重してきた、かつてのアメリカ医療「下位政府」が崩壊するとともに、科学者および医師の職医療政策過程において、こうした政治的コンセンサス=

在によって、

支えられてきた。しかし一九九○年代以降

ゟ

であるとにより、どのように医療費を印刷していたが、とうな位置を占めていくべきか、3可能な限り医療サービスのニーズ、さらには倫理的・宗教的な文化・価値観とのバランスをいかにとっていくか、②可能な限り医療サービスランスをいかにとっていくか、③可能な限り医療サービスの質を下げることなく、医師の診療活動への適正な介入をの質を下げることなく、医師の診療活動への適正な介入をの質を下げることなく、医師の診療活動への適正な介入をの質を下げることなく、医師の診療活動への適正な介入を関係する医療という職業領域において、専門家がどのよ

る。

ている。いったきわめて重要な問題に直面しつつあることを意味しいったきわめて重要な問題に直面しつつあることを意味し行うことにより、どのように医療費を抑制していくか、との質を下げることなく、医師の診療活動への適正な介入を

野に限定されないことを示唆している。つ含意が検討されている。それは本論文の意義が、医療分アメリカにおける専門家の職業活動上の自律性の変容がもアメリカにおける専門家の職業活動上の自律性の変容がも

ろう。 割を果たしていくべきか、という問題を考察するにあたり、 す現代アメリカ社会において、今後専門家がどのような役 学技術をめぐる様々な領域において表面化しつつある。 本論文の考察は、 るものについて理解する上でも、 しての専門家をめぐる状況の変化と、 民主化・合理化を求める動きは医療に限定されず、 カ社会の中で広範に生じつつある科学技術とその担い手と れゆえ、 科学技術に関する専門家の職業活動上の自律性に対して とりわけ、 本論文の考察は、 科学技術が様々な意味でその重要性を増 一定の示唆を与えることが可能と思われ 医療にとどまらず、現在アメリ 有意義なものといえるだ それが問いかけて 現在科

## 四、本論文の評価

本論文については、

次の点を高く評価することができる。

& Medicine Newswatch, Chronicle of Higher Educa-& Medicine Newswatch, Chronicle of Higher Educa-

た。

長期的な視点から、

そしてまた科学者・医師という専

7

どの新聞、 どはそのほんの一例である。既存の研究書はいうまでもな ク・タイムズ』や『ウォールストリート・ジャーナル』な Review, Modern Healthcare, National Underwriter 🛠 Weekly Report などの政治情報誌らも入念に調査されて 夥しい数のインターネット上の情報、『ニューヨ National Journal, Congressional Quarterly ì

tion, Stem Cell Weck, Human Events, Health System

実証性 の高さと同時に、 提供する情報量の多さもそれ ٤

医学研究に与えた影響、 して高い評価に値しよう。

国民皆保険制度が欠如した中で普

アメリカのフェミニズム運動が

アメリカの医師が置かれている政治経済的状況など、 て本格的な政治学的分析はこれまでほとんど存在しなかっ れもがそれ自体として重要な問題でありながら、 及したマネジドケアといわれる制度の機能、 その意味で本論文が果たした貢献度は非常に大きい。 あるいは近年 詳細にし ţ, ず

てその全貌が理解可能となる。

よりも

既存 的発想も交えた独自の問題関心から、 アメリカの政治学者やわが国のアメリカ政治研究者による  $\ddot{o}$ 理論や枠組みに依拠することなく、 本論文がもつ高度な独創性が高い評価に値する。 独自の議論を展開し 本論文は社会学

> 政府」 政府」 門家の職業活動上の自律性の縮小と、 視角である。また、 であるアメリカの医療政策過程を分析し、 企図するといった現象は、 の医師がそれを支持し、のみならず自ら労働組合の結成を まだ十分に理解されていないように思われるが、アメリ 「患者の権利」を保障する法案の登場自体、 核心を衝いており、 な変化が起きている時期と仮定した議論も、 な変容とその要因 の崩壊という観点から、 崩壊の要因を説明しきったのは、 また説得力のある論証がなされてい 一九九〇年代以降を、 とりわけ医療政策領域における 本論文の説明と論証を経 複雑にして巨大な研究対象 それを支える 類書に例をみな もっとも基本的 もっとも根本的 その重要性 見事に問 て初 了下位 了下位 'n る め は

より根底的な変化に着目して、 者が見のがしていた、 に奪われていたが、本論文はそのような中で、多くの観察 九九〇年代前半のクリントン政権による国民皆保険 はみが顕著であり、 最近のアメリカの医療政策をめぐる問題では、 多くの研究者の関心ももっぱらそちら しかし、 米国医療政策過程の全体像 長期的で、 またある意味で 何 化

試

ろう。

ある。 ような微小なものを選びがちである。 第三に、 ともすると博士論文のテーマには重箱の隅をつつく 本論文が対象としている課題と問題の大きさで その傾向はとりわけ

が、

において、

科学者や医師に代表される高度な専門職業集団

それに対して、本論文は、 という大きな、 アメリカにおけるアメリカ政治研究において顕著である。 九六〇年代以前の時代からジョージ・W・ブッシュ現大 しかも重要なテーマに立ち向かい、 アメリカにおける医療政策過程 しかも

統領の時代に至るまでの長期間に及ぶ流れを扱っている。

研 究と日本の政治学研究にとって重要なテーマの選択をいか それでいながら、本論文において、 にして両立させるかという、しばしば日本のアメリカ政治 本におけるアメリカ政治研究のあり方、とくに実証的な研 いう点で不足を感じさせる部分はほとんどない。これは日 **に究者が直面し、格闘せざるをえない問題という文脈で評** 資料収集や資料調査と

な意味のある研究テーマにおいて、 性を維持しつつ、 価すると、 本論文は、 高い評価を与えることができる。 実に画期的なことであるといえる。 基本的に日本に在住しながら、 同時に日本の政治学研究にとっても重要 研究を完遂していると 高い水準の実証 すなわち、

ではなかろうか。

本論文はその含意として、現代の民主主義社会

いる。むろん、本論文がそのようなきわめて広範な問 さまざまな要求を突きつける多種多様な利益集団との どの程度職業活動上の自律性を保持できるのであろう あるいは保持すべきなのか、 民主主義的手続きに立脚し民主主義的経路を利用して という問いを投げ いかけて 関係

か、 で、

と、そこでの論述が、こうしたより大きな問いかけに結び 直接答えているわけではない。ただし、本論文を読了する

つくことを感じざるをえない

医療政策領域は

61

わ

するという意味でも、 っているといえる。そのような多くのさらなる問いを誘発 このような意味で、本論文はきわめて広く大きな含意をも 同じ様な変容がこんにち起きている可能性は否定できない 策領域でも、多かれ少なかれ本論文で述べられているのと 象徴としての意味をもたされている。 序章でも示唆されているように、 本論文の問題提起を評価してよい 専門性 の高 ţ 他 0 政

教的な政治文化など、 会 よる強烈な自己主張、 また、高度に組織されたさまざまの利益団体、 他方で専門家に認められた高度な自律性、 アメリカ政治につきまとうさまざま それらを容易に代弁する政治家と議 きわめて宗 それ らに

丁寧な説明が必要であるように感じられる。

たに過ぎないとの印象も拭いきれない。このあたり、

より

アメリカ研究的色彩も濃く、その意味での貢献も評価できな特徴が随所に登場する。全体として、地域研究としての

よう。

ないわけではない。 ただし、本論文にも問題ないし不十分と感じられる点が

関係者に直接聴き取り調査を行うことができれば、

より

では、 この点は、先に述べたように、本論文の主張を裏付けると 豊かな叙述が可能になり、またより確度の高い議論を展開 政策それぞれにおける専門職業集団の職業活動上の自律性 ており、実質的にはそれほど大きな問題とはなっていない。 することもできたであろうとの印象は禁じえない。 れともそこには何かしらの因果関係が存在したのであろう の相対的喪失は、 られている二つの事例、 う目的のためには、十分すぎるほどの資料調査が行われ より実質的論点に関わる問題としては、ここで取り上げ という素朴な疑問が浮上する。 たまたま二つの政策領域において類似の現象が起き 偶然同じ時期に起きたのであろうか、そ すなわち医学研究政策と医療保険 本論文を熟読した限り ただし

ではないかという印象は残る。

なのか、それとも相互に密接に関係しているのであろうか。 律性の縮小はどのような関係にあるのであろうか。 権を支持する世俗派と、それを拒否するキリスト教保守 保守派との対立、 受け入れる傾向の強いリベラル派と小さな政府を追及する 明が必要ではないかとも思われる。 活動上の自律性の縮小は、 見通しが提示されているとより一層論旨が明快になったの 分析枠組みの部分で、このような問題についても、 ると思われるが、これらと、専門家集団の職業活動上 の対立も、 にこんにちアメリカ政治で高度に進行しているイデオロギ ーないし価値の政治との関係について、より立ち入った説 また、 著者のいう医療政策領域での科学者・医師 アメリカの医療政策を左右する重要な変数であ あるいは出産・中絶に関する女性の選択 それ自体は事実としても、 連邦政府による規制 無関係 0) の自 同時

該政策領域を管轄する連邦行政部の末端の組織からなる堅れを代表する議員が集まる連邦議会の小委員会、そして当すなわち、通常は狭隘な個別利益を代表する利益団体、そはやや異なった意味で使用しているようにも感じられる。概念について、本論文は通常アメリカ政治で使われるのと概念にに指摘すると、下位政府あるいは鉄の三角形というさらに指摘すると、下位政府あるいは鉄の三角形という

る。

らず、 るという点で、 本論文では行政に相当する部分の性格がかなり異なって 古 一な同盟 このあたりも一定の説明が必要であるように思わ **二関係を、** 厳密な意味ではこうした三角形となっ 下位 政府 ない し鉄 の三 角形と呼んで Ź Ļλ n お る。

値 なものではなく、 !を損なうもの L かし ながら、 とは到底いえないであろう。 全体として本論文がもつきわめて高 これらの疑問 な ζì L 問題、 しもそれ ほど 深 価 刻

#### 五 本論文審査の結論

である。 大学法学博士授与に十分値する業績であると判断する次第 きわめて水準の高い力作であるとの点で、 完全に一 天野拓君の論文につい 致した。 よって、 ٠ ۲ 審査員 以上の点を総合的に判断 同 本論文が慶應義塾 審査員の結論 して、

000(平成一 也 年五 万 六  $\mathbf{H}$ 

主査 法学研究科委員法学博士慶應義塾大学法学部教授 玉 分 良成

法学研究科委員社会学博士慶應義塾大学法学部教授 関 根 美

副査

副 査

13

法 学 博 士慶應義塾大学法学部客員教授東京大学法学政治学研究科教授

久保 文明